

令和5年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和5年9月20日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年9月20日 10時00分

1. 閉 議 令和5年9月20日 11時51分

1. 延 会 令和5年9月20日 11時51分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	濱 口 伊 佐 夫

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	清水	寿重
地域防災課長	木村	晋	消防長	中本	敏也
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	山口	和哉
監査委員	吉田	進			

1. 議事日程

- | | | |
|---------|-------------------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第58号 | 令和4年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 議案第59号 | 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 議案第60号 | 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第61号 | 令和4年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第62号 | 令和4年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第63号 | 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第64号 | 令和4年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第65号 | 令和4年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第66号 | 令和4年度白浜町水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 報告第9号 | 令和4年度健全化判断比率の報告について |
| 日程第11 | 報告第10号 | 令和4年度資金不足比率の報告について |
| 日程第12 | 報告第11号 | 令和4年度継続費精算報告について |
| 追加日程第28 | 白浜町議会特別委員会の設置について | |
| 日程第13 | 議案第46号 | 専決処分の承認について |
| 日程第14 | 報告第6号 | 専決処分の報告について |
| 日程第15 | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第48号 | 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第49号 | 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第50号 | 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第51号 | 令和5年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第20 | 議案第52号 | 令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第21 | 議案第53号 | 令和5年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について |

- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 令和 5 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議定について
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 令和 4 年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計
画の変更について
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公
共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更に関する協議
について
- 日程第 2 6 報告第 7 号 第 2 6 期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提
出について
- 日程第 2 7 報告第 8 号 令和 4 年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出
について

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5、追加日程第 2 8

1. 会議の経過

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 2 名です。地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づき、定足数に達して
おりますので、ただいまから白浜町議会令和 5 年第 3 回定例会第 4 日目を開会いたします。

初めに、水上議会運営委員長から報告をお願いいたします。

8 番 議会運営委員長 水上君

○8 番

おはようございます。

それでは、本日の会議予定につきまして、去る 9 月 1 5 日の議会運営委員会での協議の結
果をご報告いたします。

本日は、吉田監査委員さんの出席を求めています。

議事日程はお手元に配布のとおりであります。新たに提出されました議案第 5 8 号から
報告第 1 1 号までを日程第 1 から日程第 1 2 とし、これら 1 2 件につきましては一括して提
案理由の説明を受け、その後監査委員の報告を受けます。

なお、議案第 5 8 号から議案第 6 6 号につきましては、特別委員会を設置して付託の上、
審査することになりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の議事日程をご覧ください。

日程第 1 0 報告第 9 号 令和 4 年度健全化判断比率の報告について、日程第 1 1 報告
第 1 0 号 令和 4 年度資金不足比率の報告について、日程第 1 2 報告第 1 1 号 令和 4 年
度白浜町継続費精算報告についての審議を行います。

次に、日程第13 議案第46号 専決処分の承認についてから順次日程第25 議案第57号までの審議を行い、日程第26 報告第7号、日程第27 報告第8号については、明日5日目に審議を行いますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、報告終わります。

○議 長

報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

-
- | | | |
|----------|--------|----------------------------------|
| (1) 日程第1 | 議案第58号 | 令和4年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 議案第59号 | 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 議案第60号 | 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第61号 | 令和4年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第62号 | 令和4年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第63号 | 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第64号 | 令和4年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第65号 | 令和4年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第66号 | 令和4年度白浜町水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 報告第9号 | 令和4年度健全化判断比率の報告について |
| 日程第11 | 報告第10号 | 令和4年度資金不足比率の報告について |
| 日程第12 | 報告第11号 | 令和4年度白浜町継続費精算報告について |

○議 長

日程第1 議案第58号から日程第12 報告第11号までの12件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第58号から議案第66号 令和4年度の白浜町一般会計及び各特別会計決算認定につきまして、7月28日から8月3日まで監査委員の審査を受けましたので、その意見を付けて議会の承認に付するものでございます。

次に、報告第9号 令和4年度健全化判断比率の報告及び報告第10号 令和4年度資金不足比率の報告につきましては、8月25日に監査委員の審査を受けましたので、その意見を付けて報告するものでございます。

次に、報告第11号 令和4年度白浜町継続費精算報告につきましては、湯崎保育園建築事業が終了したので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

報告第9号から報告第11号について、補足説明を求めます。

番外 総務課長 寺脇君（登壇）

○番 外（総務課長）

報告第9号 令和4年度健全化判断比率の報告について、議案書（P.52～54）に基づき、説明した。

報告第10号 令和4年度資金不足比率の報告について、議案書（P.55～57）に基づき、説明した。

報告第11号 令和4年度白浜町継続費精算報告について、議案書（P.58～59）に基づき、説明した。

○議 長

続いて、本件について監査委員の報告を求めます。

吉田監査委員さんに議場に入ってもらってください。

（吉田監査委員 入場）

○議 長

番外 吉田監査委員（登壇）

○番 外（監査委員）

おはようございます。

ただいま議長からご指名をいただきました吉田です。どうぞよろしくお願ひします。

では、早速ですが、令和4年度における各会計の決算並びに令和4年度決算に係る財政健全化審査及び経営健全化審査について報告します。

決算審査意見書を朗読した。

財政健全化審査意見書を朗読した。

経営健全化審査意見書を朗読した。

以上で監査報告並びに意見を終わります。

○議 長

ただいま吉田監査委員からの報告が終わりました。

吉田監査委員さん、大変ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 25 分 再開 10 時 32 分）

○議 長

再開します。

お諮りします。

議案第58号から議案第66号までの9件については、白浜町議会特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

お諮りします。

白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第28として順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第28として直ちに議題とすることに決定しました。

(2) 追加日程第28 白浜町議会特別委員会の設置について

○議 長

お諮りします。

議案第58号から議案第66号までの9件については、10人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上審査することに決定いたしました。

決算審査特別委員会委員についてお諮りします。

委員は議会申合せにより10名と決定しておりますが、委員の選任については白浜町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長から指名をいたします。

決算審査特別委員会委員には、1番 長野君、2番 堅田君、3番 溝口君、5番 廣畑君、6番 横畑君、7番 西尾君、8番 水上君、9番 松田君、11番 黒田君、12番 辻君の10名を指名します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

引き続き、議案審議を行います。

日程第10 報告第9号 令和4年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第9号は以上で終わります。

日程第11 報告第10号 令和4年度資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第10号は以上で終わります。

日程第12 報告第11号 令和4年度白浜町継続費精算報告についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第11号は以上で終わります。

(3) 日程第13 議案第46号 専決処分の承認について

○議 長

日程第13 議案第46号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

12番 辻君

○12番

町が管理する山林から岩が落下ということでございます。損害額は257,400円ということですが、参考資料5ページのほうを見ましたところ、樋の部分、外壁及びコンセント部分に接触したということでございますけれども、この大きな岩については、防護柵が岩の下になっているように思うんですが、防護柵を倒してということになっているんですか。その辺についてはいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

こちら防護柵というのは設置してございません。

○議 長

1 2 番 辻君

○1 2 番

岩の下の金網、これは別に関係ないということですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

こちらの柵は、特にその防護柵とかそういうのではございません。

○議 長

1 2 番 辻君

○1 2 番

そうすると、この裏山の山林についてです。写真のほうに裏山はないんですが、これについて今後の対策というか取組というか、これからしなければならないようなことがあるでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

まず、この箇所につきましては、事故の後職員が裏山のほう目視でございしますが、確認させていただきました。その結果、すぐに落石があるような箇所はなかったという報告は受けてございます。今後ですが、やはり町の管理する山林でございしますので、十分気をつけながら今後も山林のほうしっかりしていきたいと考えてございます。

○議 長

現況も含めて十分注意して、点検して町民の安全安心を遂行していただきたい、このように思います。

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第46号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

(4) 日程第14 報告第6号 専決処分の報告について

日程第14 報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

1番 長野君

○1 番

基本的なんですけれども、消防車の運転する場合に何人乗りが基本なのか、まず、それ1点お伺いしたい。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外(消防長)

出動の場合は3人※となっております。で、今回は2人。点検につきましては2人で回っております。

【※第5号P3に訂正発言あり】

○議 長

1番 長野君

○1 番

今回は点検ということで2人乗車ということなんですけれども、1人は運転、もう1人はどのような行動をとったのですか。例えば降りて、本来は誘導するとか何か基本だと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外(消防長)

議員おっしゃるとおり、誘導であったりそういう業務に当たることとしております。

○議 長

1番 長野君

○1 番

私はそういうのを問うてるんじゃないですよ。あと1人の方はどういうふうな行動をとったのかと言うているんです。降りて誘導されたのかというのを問うているんです。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外(消防長)

事故当時、降りて誘導をしていました。

○議 長

1番 長野君

○1 番

降りて誘導をしているということで、1回、2回、3回もそういうふうなアクシデントが起きますか。

ちょっと詳しく説明を求めます。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

まず図で9ページをお願いいたします。まず侵入しまして、上のほうコンクリート塀に接触しました。助手席に乗っている者が降りて誘導したんですが、それが聞けず電柱に衝突してございます。また、それで誘導員おるんですけども、また切り返して相手方車両に接触したものでございます。

○議 長
1番 長野君

○1 番

ちょっと不思議なんですよね。普通誘導したら前にはこうでしょ、当たりました、ストップ、ストップって言うのが本来の姿やないですか。それを誘導しながら、また当てました、また当てましたて言う、私はちょっと誘導の仕方もおかしいんじゃないかなと思うんですけども、どんなもんでしょうか。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

議員おっしゃるとおり、誘導に問題がありました。そのとおりでございます。

○議 長
1番 長野君

○1 番

問題がありましたと言って、そしたらこれは6月の事故なんですよ。今まで3か月間、どのように職員に対し、上司として指導されているんですか。これって、1回、2回、3回というのは、私は異常だと思うんです。その辺いかがですか。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

消防車につきましては、部隊で行動しております。今回、この議案につきましては、この救助工作車と消防車と部隊で行動しておりました。同時に行動している救急車の到着を待たず、侵入し誘導できなかったというところで、部隊の到着を待って誘導員を配置し、業務にあたるように指導しております。また、大型車両による乗車訓練、運転訓練というのを努め、また安全運転についての指導を行っております。

○議 長
1番 長野君

○1 番

ちょっと質問の内容と若干違うような感じがあるんですけども、私は、誘導する人に対してどのような指導をされているのかというのを聞きたいんです。2人乗車の場合は、必ず降りて誘導していくのが普通、一般の基本じゃないですかということをお聞きしておるんです。その場合に、どのような指導、徹底をされたのかというのをお聞きしているわけです。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

侵入前隊員を配置し、対物等に接触することのないよう努め、万が一接触した場合には、焦らず落ち着き、誘導員の指示に従い移動させるよう指導します。

○議 長
1番 長野君

○1 番

接触をした場合というような答弁なんかおかしいです。接触をしないように安全な運転をするために2名乗車じゃないですか。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

当然、安全運転、接触などさせない誘導というのを、また誘導員を配置し運転させるように指導いたします。

○議 長
消防長、この狭隘な水利施設の点検では車が大きすぎる。若干、前もって分かるので、もっと小さなスマートな車で行くべしやと。人間誰しもミスは起こることもあるんで、まして町民の生命財産を守る職種であれば、もっと的確にシャキッと緊急性の持った動き方のできるスタッフもさることながら、見張り員以外運転手もやはり相当な過失があると思います。ですから、今後の教訓として、消防長、先頭に立って緊急性の高い車両を扱うんですから、ご指導よろしくお願いいたします。

○議 長
1番 長野君

○1 番

もう1点。損害額が170,973円、これの修理期間はどのぐらいの日数を要したのかお聞かせください。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

7月18日から7月21日の4日間修理にかかっております。

○議 長
1番 長野君

○1 番

そしたらその緊急車両は4日間白浜の消防署にはなかったということですね。この4日間には1台がなかった。ない場合にそのときもし緊急に何かがあればというそういうような手だては考えておりますか。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

救助工作車になります。今回この期間中でございますけれども、艤装品積んでいる資機材を運搬車に載せ替え運用をしておりました。また、すさみ消防署には救助工作車がございませぬ。これを待機しておく運用をさせていただきます。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

なぜこのような質問をさせていただいたかと言え、前の6月議会のときにもございました。そして、こうです。6月議会が開催されたときに、この事故が発生されているんじゃないかと思うんです。そうしたこともあって、やはり今議長も先ほど言いましたように我々の町民の生命財産を守っていただいている職種なんで、きっちりとして基本的な運転、指導をこれから徹底していただきたい、このように思います。

以上です。

○議 長

今長野議員が述べておられたように肝に銘じて訓示していただければ結構かと思えます。ほかに質疑ございませんか。

10 番 小森君

○10 番

今長野議員がいろいろと言ってくださってということないんですけれども、1点だけ言えば6月に続いて2件続いています。防火水槽や消火栓の点検、これ重要なことなんですけれども、あえて狭い道を大型車で行く必要というのは、6月報告の旧日置川地域の道もですね、実際本当に狭い道なので、やっぱりそういうところも今後対応対応していただいたほうが万が一、人と接触事故が起きたときは物損以外の問題も起きてきます。町内には白浜消防本部をはじめ、日置川消防署、すさみ消防署あります。人事交流で様々な部署と異動すると地域の特徴とか地域をなかなか理解、知ることが難しい、署員も配置転換があると思うんで、中には休日ですね、その地域を見回ったりする職員もいるとは聞いていますけれども、ぜひやっぱり人命の財産、生命守る立場ですので、そういうことも含めて考えていただければと願っております。

○議 長

2 番 堅田君

○2 番

先ほどからの事故については、消防長から話が合ったように注意していただければと思うんですけれども、1点確認したいんです。今回先ほどから話の中で消防車、大型ということが出ていたと思うんですけれども、普通自動車免許じゃなしに大型自動車免許の必要な消防車だったかどうか教えてもらえますか。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

救助工作車、大型自動車免許が必要な車両でございます。

○議 長

2 番 堅田君

○2 番

大型自動車での狭隘な狭いところを走るとなったら、ある程度の経験が必要なのかなと思うんですけども、運転されていた方はそのぐらいの運転の技術じゃないですけども、たけた方というか、というような感じでしていただいているのか、そこだけ教えてください。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

運転者は、40歳代、消防歴20年以上のベテランでございます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

緊急車両なんですけれども、全ての車両にバックアイカメラ、今はついているんでしょうか。その辺、ちょっと確認したいんですけども。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 10時55分 再開 10時56分)

○議 長

再開します。

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

バックモニターがついているのは、メインの救急車4台のみとなっております。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

安全上の問題もいろいろとあると思うんですけども、もし、バックアイカメラをつけられるのであれば、消防車のほうもつけていただければと思うんです。

よろしくお願いします。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

予算のこともございますので検討しまして、できるものについては前向きに検討したいと思います。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第6号は以上で終わります。

(5) 日程第15 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第15 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

随意契約になっていると思うんですけども、この工事を交換する場所になっていると思うんです。この場所に関しては、耐久年数というのは決まっているんでしょうか。それとも確認の後、これが交換に必要ということでそういうふうな形で交換という形になるんでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

一番今回の件で大きいのは、各制御盤の部品交換というところですよ。前期と後期に分かれておりまして、前期と後期で違うのは後期で全てこれをやり替えるということになっていきますので、事業費が5,000万円を超えてきているというのが大きいです。メインのコンピュータは、前年度に多額な費用がかかっているんですけどもやり替えておりますので、そうした電気系統を今回は交換して今後15年という期間を考えております。施設が長期的に稼働できるように今回行うものでございます。ですから、基盤の交換の部分を除けば、前期のほうで同じことA層B層がありますので、半分やり替えておることになります。

随意契約としましては、それぞれ細かな部分の連結ですので、これが第三者の企業さんのものが入れば、動くかどうかという非常に困難な部分があります。費用が随意契約のよって、企業さん独占になるのではないかとこの部分になるんですが、基本的には見積りをいただいた上で職員がまず精査します。精査した上で外注にかけて再度精査します。それによって、業者さん、随意契約業者さんから再度見積もりを徴収して、再度精査するというような段階を踏みますので、当初の事業費に対しましては、9割弱、8割何分というぐらいの請負額になっておるとというのが現状です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第47号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第16 議案第48号 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第48号 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第48号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第17 議案第49号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第17 議案第49号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第49号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第18 議案第50号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第18 議案第50号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第50号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第19 議案第51号 令和5年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定について

○議 長

日程第19 議案第51号 令和5年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それでは歳入について、少し今一度教えていただきたいと思います。

予算書の11ページをお願いいたします。11ページの款20の繰越金のところで、すみません、その下の雑入です。款21諸収入の目3雑入でこれ2つ、1つは過年度多面的機能支払事業交付金返還金33,000円ですけれども、以前も土地の面積の違いで返還なったことも記憶にあるんですけれども、今回のこの33,000円というのは、原因は何だったんですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは富田環境保全会のほうが事業を終了いたしましたので、その関係の精算的な返還金でございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

当初は33,000円余計にずっと団体がもらって、精算した結果差額が生じたからというようなことなんですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのとおりでございます。富田環境保全会は令和4年度をもって事業を一旦終了させていただいておりますので、それで余ってきたものを返還いただいたとこのような格好でございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

そしたらその下の過年度中山間地域等直接支払交付金返還金の金額ちょっと大きいですがけれども、これの原因はどんなんですか。教えてください。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは、3つの集落がございまして、当初地域で計画を作成するというふうなことの体制整備単価活動これに取り組むということで認定をされてございますが、令和4年度に中間年評価されまして、その結果ではこれを令和6年度まで実施するという当初のことが困難であるというふうな評価になりました。それで、県と話をさせていただきまして、元々の交付単価の2割これを返還して精算というふうな格好で当該分を返還するという事になったものでございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

この補助金というのは、国県のほうですか。県の補助金ですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは国のほうでございまして、県を通じて交付いただいているというふうな格好になってございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

そしたらこれは書面を通じて、県通じて国のほうに書面が上がって、国のほうもお咎めというのなしで済んでいるかな思うんですけども、今後これがもしここら辺の活動が再開するとき、この件が足かせになって国のほうからちょっとというようなそこら辺の県のつうことはないんですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのような懸念はございません。

○議 長
5番 廣畑君

○5 番

6ページ、第2表地方債補正 2変更 ブロードバンド基盤整備事業、それから13ページ款2総務費 項1総務管理費 目6まちづくり推進費です。この歳出の関連だと思わんですが、アプライアンス型、この横文字よう読まんねけれども、基地局整備業務委託料、それからその下のFM放送サイマル化対応機材整備業務委託料、それからその下のサイマル化強靱化業務委託料900万円、それから啓蒙活動委託料ですね、ここのことについて説明願えませんでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

まず70万円の減額でございましてけれども、これについては過疎対策事業債を日置川地域のほうで活用できる起債なんですけれども、その部分の70万円分が採択といいますか、受けられなかったので決定した額で70万円を減額しているところでございます。

それから、アプライアンス型N e r v e N e t基地局の委託料でございましてけれども、この内容をご説明させていただきますと、NTTドコモであるとかKDDIそれからソフトバンクといった加入者に回線を貸出しをして通信やデータ通信等のサービスを提供する事業者、その回線が故障した場合、途絶えた場合ですけれども、その被害を最小限にとどめて速やかな復旧と事業の継続ができる体制を整えるためにこのアプライアンス型の基地局の整備を行うものでございます。

それから、サイマル化につきましては、現在FMビーチステーションからの放送につきましてはFMの西山送信所のほうと、それから日置川地域でFMの塩野中継局この2か所から配信をしております。ビーチステーションの配信でございまして。これらの施設が災害等によ

って配信が途絶えた場合、その代替の手段としてこのFM放送のサイマル化を行うものです。サイマル化というのは、そういう代替の手段を確保するためにこういうふうな機器であるとか、そういうものについて購入したりとか設置したりするものでございまして、それからもし通常時、今言ったように西山送信所と塩野中継局は有線でビーチステーションと接続しておりまして、先ほど申し上げた災害で有線が故障した場合に西山送信所につきましては、N e r v e N e t から直接送信、それから塩野中継局は日置川消防署を經由して衛星回線を通じてビーチステーションの配信を行うものと、そういうふうな形で今回補正予算上げさせていただいております。これについては、国の補助金のほうもいただきながら、2分の1ですけれども整備していくものでございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

そういうことになりますと、FMのですね、基地局を日置地域できちんとできるように、災害のときも放送できるようにというふうなそういう理解でよろしいんですか。今総務課長いろいろとおっしゃられたけれども、簡単に言うたらそがなんことになるんですか、私言やること違いますか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

言ってることはそのままなんですけれども、ただ日置川地域だけではなくて、白浜地域の西山送信所もし途絶えた場合、これによってFM放送を流す。ですから、白浜地域と日置川地域の両方もし仮に災害等で途絶した場合、その代替として今回のこの補正のほう上げさせていただいておるところでございます。

○議 長

廣畑君、この参考資料の27ページの1、ここでネットワーク化、細かい文字上がっています。Wi-Fiのネット化、大枠に言うたらそういう状態です。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

参考資料27ページの1ということでありまして。それで、2. 事業内容の(2)のN e r v e N e t 基地局にてフリーWi-Fi サービスを提供ということでございますが、Wi-Fiの事業については、この何年か前に白浜地域でやっていくよというふうなことでお金をかけてしてきたと思うんですけども、携帯電話などもそうですが世代や機能がどんどんよくなっていくというふうなことがあるんですけども、このWi-Fiについて、今のこの導入しようとするのは最新式のものなのか、何世代か前のものなのかその辺はどうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

このWi-Fiにつきましては、上にWi-Fi6によるというふうにご書かせていただいております。今回5か所に基地局

を置くんですけれども、その5か所の範囲でWi-Fiを提供するのでありまして、日置川地域全域にWi-Fiを設置するものではございません。もしそういった形で日置川地域であるとか全域にWi-Fiの施設が必要な場合は、基地局をもっともっと増やしていく必要があるかと考えてございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

すみません。そのWi-Fiの大体規格ですか。今、Wi-Fi6を導入して、何年かしたらまたWi-Fi7と、また何年かしたらWi-Fi8と、高度化というかそうした特性というんか、その要望に応じた機種がどんどんよくなっていくというんか、そういう中でそのように取り組んでいくんか、あるいは人口規模とか観光とかに対するサービスというんかそういうふうになっていくんだらうなと思うんですけれども、4年、5年ぐらいのスペンで換えていかなあかんのちゃうんかなというふうなことも言われておるようなんですが、そういう点について、今ということで、この予算については今の規格ということやと思うんですけれども、そうした見通しについてはどのように考えておられるのか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

まずこのWi-Fi6というのが平成元年度に導入された規格でございまして、既に4年、5年たっておるんですけれども、それが今現在Wi-Fi5よりも1.4倍速いであるとかそういった機種になってございます。今後、議員おっしゃるようなWi-Fi7、8いつ頃になるかは想定はできないんですけれども、仮にそういう場合があれば、また十分検討しながらWi-Fi6がどこまで使えるのか、どうしてもその上のスペックに持っていく必要があるのか、その辺りも考えながら今後協議していかなければならないというふうには考えてございます。

○議 長

時と流れでバージョンアップというのが時の流れだと思います。我々、ようついて行きませんが、そういうご理解でよかろうと思います。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

先ほどのWi-Fi6を平成元年と言うたんですけれど、令和元年の間違いでございます。申し訳ございません。

○議 長

12番 辻君

○12 番

それでは歳出20ページ。体験型観光強化事業補助金400万円。これについては、マイクロバスの部分と購入費の部分とまた体験型観光強化にかかる経費の部分の補助金で、併せて400万円ということでございます。現在、受入れ体制いろいろとね、この中でもまた高齢化の中で減ってきておると思うんですが、今対象になっているのは何件、件数的な部分ではどのくらいいるんでしょうか。また今後どれくらいの件数が必要なのか、その点について

てお伺いをいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

ただいまですね、体験型観光の受入れの状況なんですけれども、南紀州交流公社の総会資料によりますと、まずコロナ前令和元年です。令和元年の状況でいきますと4,700人ほど受入れた実績があるようなんです。令和5年なんですけれども、今後の予定も含めまして今現在は4,000人という形で見込んで対応していくというように聞いております。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

民泊については、日置川地域に限って民泊家庭というのが必要であるということによろしいのでしょうか。他でもよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

民泊家庭につきましては、今現在なかなか日置川地域の受入れ家庭も高齢者が多くなってきているということから、隣接の町のほうにも民泊の受入れをお願いしているというふうに聞いております。

○議 長

10番 小森君

○10 番

21ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費で、恐らく参考資料27ページの3の先日崩れたところだと思うんですけれども、恐らく道路補修工事などでその橋よりも前後のところの補修かもしれませんけれど、観光地白浜としてはこの橋というのは一つのシンボルになっていますので、今現在どういう状況で今後どういうふうにこれを修繕していくのか、もし分かりましたらご説明いただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま小森議員よりこの町道柳橋小谷線というところのご質問だと思います。これは去る5月に柳橋のところでのり面の崩壊がございまして、その後に歩行者だけでもまずは通せるようにということで取り組んでまいりました。そして、今回補正予算で提案させていただいている部分につきましては、道路維持費のところではちょうど足湯側ののり面崩れてないほうです。そちら側ののり面の災害防御的な緊急自然災害防止対策というところの事業を用いて、崩れていないほうもこの整備をしていくというところで載せさせていただいております。そしてまたこのご質問と関連してくると思うんですけれども、後に出てまいります災害復旧費というところでは、崩れたほうの事業として災害復旧という形でさせていただきたいというふうに思っております。スケジュールといたしましては、まず崩れたほうは今回この

工事費を載せさせていただいて、修繕かけにいきます。そして、その間にこの道路維持費の1, 300万円委託料というところで、足湯側の測量設計を行いつつ、先に崩れたほうの工事を先行しながら設計を終えた段階ですぐに反対側も工事を発注して2回通行止めをしないような形で取り組んでいきたいというふうに考えています。予定としては、本年度3月末を目掛けて取り組んでございます。

○議 長

10番 小森君

○10 番

ご説明ありがとうございました。もう1点だけ、今度24ページの款11災害復旧費、項3その他公共公用施設災害復旧費、目1その他公共公用施設災害復旧費、これ市鹿野出張所の擁壁の部分です。実際まだ工事していないと思うんですけども、現状どうなっているのか。もし、隣接する家屋等々に支障がありましたらできるだけやはり早い段階でしないと、まだ9月、10月で台風シーズンで今後大雨が降ることも予想されますので、できるだけ早い工事と安心安全担保できるようなことをちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

まず崩れた場所の現在の状況なんですけれども、降雨でこれ以上崩れないようにブルーシートをかけて土のうをして、雨にさらされないようにしております。崩れた場所の近隣の状況なんですけれども、崩落した現場、隣接地には家屋があるんですけれども、家屋と市鹿野出張所の間が何もないスペースの空いた状態になっておりますので、ご迷惑になっているかと思うんです。取り急ぎ除かなければいけないような状況ではございませんが、工事に際しましては、電柱、関電柱、NTT柱がございまして、ここの協議を進めながらできる限り早く復旧工事に努めたいと思っております。

○議 長

10番 小森君

○10 番

もちろん崩れた擁壁のところは、何らかの対応を今されていると思うんですけども、市鹿野出張所自体も結構擁壁自体が大きいのでその後も恐らく目視等々で調べているんですけど、地質的には他の箇所は大丈夫なんでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

今現在崩落した以外の周辺の状況なんですけれども、ここも崩れた場所もそうなんですけども、石積みで擁壁を組んでおります。他のところも心配されますので、現場に行って目視なんですけれども、今現在のところ膨らみがあるとかちょっと崩落の危険性があるような状況ではございません。

○議 長

8番 水上君

○8 番

17ページなんです。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費、節22償還金、利子及び割引料の説明の中で墓地使用料の償還金、これ何基くらい償還金として返納されましたか。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番外（生活環境課長）

予算につきましては、15、6基を想定しておるところなんですけれども、現在既に当初予算の部分は全て返還済みなので、1個ずつ単価が違いますので単純には計算できないんですけれども、大体想定しますと平均していくとこの予算は掛けていただきましたら、15、6基の償還が可能であろうということで、それは状況によりますのでどうとも判断できないんですけれども、もし年末中ですか、年度末にも不足額が生じるようであれば再度お願いをする形もあるかも分かりません。

○議 長

8番 水上君

○8 番

今年度になってどのくらい償還したのかなとお伺いしたいんです。というのは、私美の浦の墓地しか分からないですけれども、最近本当に墓じまいしているところが多くて、またこの間質問もしていただきましたし、私も何年前に墓地の管理のことで質問もさせていただいたんですが、もう一昔、二昔前には本当に墓地がなくて、不動産屋さんが土地を買いあさってここら墓地にしたらどうかと民家があるギリギリまでそういう交渉にきたんですけれども、今本当に墓じまいされているので墓地を見ても寂しい状況なんです。これは何とか方法がないのか、この間墓じまいする理由というのか。それいろいろ説明していただいたんですが、あと継承するものがないとか転出したとかいろんな状況あるかと思うんですが、これ何とかできないかと。墓地行ったらいつでも思うんですよ。管理はしていただいているようですし、ですがこれは多分町内の墓地どこにも言えることだと思うんですが、状況と今後はどういうふうな見込みをして、どういう手だてがあるのかとそこをお伺いしたいと思います。今年度分かりますか。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番外（生活環境課長）

現在、一般質問で横畑議員からもいただいたように16基から17基、もう既に返還されておりまして新規がゼロという状況です。これは例年続いておりまして、なぜ急に増えてきたかといいますと維持管理がされていない、または継承がされていない墓地がございましてそれをある一定のエリアの中で年度ごとに照会をかけて、継承してくださいねというご案内をしているんですね。そうすると完全に使用しようと思ってお金を払われた方も、自分の代でもういいんだということで墓地が立っていないところも返還されるというのが現在もありますし、継承を機にですね、もう永代供養されるんだというような形でお墓を引き上げて墓地を返還するよというような方も多くいらっしゃいます。そうしたことから、現在返還が増えておるのかなと。まだ全部その継承の照会ができていけませんので、今後もこの傾向は続くものと思っております。新規の墓地使用は増えるのかということにつきましては、これは

時代背景といいますか、その辺の違いがありまして墓地を作ってもですね、後を継承してもらえない者がおらんとかそういうご心配の中で新規の墓地を立てるというんですかね、そういう方は少なくなっているというのが現状です。これは周りにも聞いておりますけれども、白浜町営墓地だけではなくていろんなお寺さんの墓地もありますけれども、そうしたところも空き墓地が増えてきているというふうに聞いておりますし、また永代供養といいますか、1つの共同墓地といいますか、そういうところへお骨を納骨されるという方もいらっしゃるというのが増えているというもお聞きしているところです。これに対して町が何か政策を打つというのは現在のところ考えていないところです。

○議 長

8番 水上君

○8 番

お伺いの通知もしていただいているということですし、やはり墓地へ行きましたら本当に人気がないとか全然手つかずのところもありますので、やはりそういうことで忘れられているのかな、寂しいなというようなことを感じております。昔墓地が足りないというときは墓地があると孫末代まで白浜に来てくれる、住んでくれるみたいなそういう話をしたことがあるんですが、今寂しい状況で何とかできるだけ白浜町から転出しないで墓地を守っていただけたらと思うんです。そこら辺はお伺いというのがまたそれによってつながることもあるかと思っておりますので、よろしく願います。それだけ聞きたかったんです。いつも墓地に行ったらそういうふうな感情で寂しいなというふうに思っております。よろしく願います。

○議 長

11番 黒田君

○11 番

1点お伺いをいたします。20ページ款7観光費、項1観光費、目4公園費、節12委託料にシステム改修委託料とありますが、どういったシステムでどういった改修をされたのか教えてください。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

こちらのシステムにつきましては、今年間400件余りの都市公園使用の申請がありまして、その許可に伴う使用料の納入が今納付書という形で金融機関での振込のみの対応になってございます。やはり県外等からの申請も数多く、今回汎用システムという市内の一般的なシステムを導入することで、コンビニ収納であるとかネットバンキングであるとかというような形での利用者の利便性を向上させていこう、また収納に関しても少しでも簡素化できればという形でシステムの導入を検討してございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

予算書の21ページ。款8土木費、項3河川費、目3河川改良費4、200万円、測量設計委託料のところ。参考資料27ページの5でございまして、この血深川の改修という

ふうなことだと思うんですが、説明されたと思うんですけども、もう少し詳しい説明をお願いできませんでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま廣畑議員よりご質問いただきました。参考資料の27ページの5にありますようにこの地域というのは平間地区になります。そこにあります血深川の測量設計委託業務ということで、今回4,200万円を提案させていただいています。というのは、白浜町におきましても平成23年の台風12号というところで各地域になるんですけども、浸水等甚大な被害に見舞われてございます。そういったところで、庄川地区、平地区、内ノ川地区というところについては、強制排水ポンプを設置するなど内水氾濫対策というような整備は講じてきたんですけど、この当地区についてはまだそこが未整備でございます。そして、また今後のし尿処理施設の延長に伴います地区振興事業の一環としても位置づけられてございますので、今回この平間地区における浸水対策というところで河川の整備であるとか逆流の防止であるとかというところを目掛けて取り組んでいます。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

（10）日程第20 議案第52号 令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）議定について

○議 長

日程第20 議案第52号 令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第52号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第21 議案第53号 令和5年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議定について

○議 長

日程第21 議案第53号 令和5年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定
についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第22 議案第54号 令和5年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第1
号)議定について

○議 長

日程第22 議案第54号 令和5年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

（13）日程第23 議案第55号 令和4年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議 長

日程第23 議案第55号 令和4年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第24 議案第56号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議 長

日程第24 議案第56号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

10番 小森君

○10 番

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、ちょっとお伺いたします。この辺地債の関係ですけれども、昭和37年に法律が施行されてこれまで何度か改定されています。私たち白浜町におきましても、先般椿を拠点とした椿辺地も新たにこの対象の地域になりました。令和5年度、例えば川添辺地においては今後トイレの整備もありますし、また今回は新たな林道の改良事業ですよね、こういう事業が何か年かの計画によって対象の事業になっているんですけれども、私確認したいのは、これ例えば各都道府県の県の裁量の中でこれ行うわけですけれども、一体白浜町でこの辺地の事業とか考えたときに大体枠といいましようか、事業対象の予算枠とかそういう枠があるんでしょうか、ないんでしょうか、まずそこを伺いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外(総務課長)

ただいま辺地債の一つの枠についてご質問いただいたわけなんですけれども、毎年申請する辺地債の分につきましては、和歌山県もとより各都道府県からたくさんの辺地債の活用というのが、都道府県のほうへまず出されると思うんです。その後、都道府県はそれを一応総括して国のほうへこれだけの要望がありますという形で出させていただきますと、国のほうがまず都道府県へ配分をかけて、都道府県はその中で和歌山県の場合でしたら30市町村のうち辺地を使える市町村について、どれだけの配分という形でいただくようになっておまして、毎年この金額が辺地債で使えるという配分ではなく事業量に応じた配分になってございますので、そこはおっしゃったように県、国の裁量になってくるかとは思いますが、そういった形での配分になります。

○議 長

10番 小森君

○10 番

ありがとうございました。もし、白浜町で辺地にかかる総合事業がある程度、一定の上限があるとすれば、今回川添辺地だけでも新たにこれだけ事業化されるんですけれども、例えば白浜町内では久木辺地とかまた新たに椿辺地あって、そこでの事業等々にも影響あるかなと思って一度確認のために伺わせていただきましたけれど、ありがとうございました。

○議 長

8番 水上君

○8 番

今頃にすみません。34ページの総合整備計画書に辺地度点数というのがあって、132点、ここはどこまでが標準でこれは低いのか高いのか、その辺の説明願えますか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

辺地度点数なんですけれども、当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の人口が50人以上という一つの条件がございまして、辺地度点数というのが先ほどの質問にありますものになってくるんですけれども、これも駅であるとか停留所、小学校諸々ですね、この辺の距離を点数化して100点以上であれば辺地の地域になってくるというような状況です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

説明いただいて分かりました。これは今年度の数値なのかなと思うんですが、近年は数値的にはどうなんですか。今までよりも上がってきたのか、もしくはこれからの見通しとしてはどうなのか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

特にですね、一度計画しましたら随時点数を見直しているような状況ではなくて、例えば川添辺地ですと132点なんですけれども、久木辺地ですと計画を立てた当初は143点となっております、椿などでは105点という形になっておりますので、計画がある間は特に見直しはないのかなと思っておりまして、この点数で動いております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

次にですね、その整備計画、6年間の整備計画が提示されているんですが、まだ年度途中で今実施されているところだと思うんですが、この年度途中の計画、進捗はどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず私どもの部分でございまして一番下の林道熊野川線改良事業は来年からになりますから、これを除きまして林道將軍川線、林道城線の改良事業ということがありますが、こちらのほうは林道將軍川線がどの年度にどの程度やったというのは、今のところ手元に資料はないんですが、順調に計画とおりに動いてございまして。林道將軍川線辺りにつきましては、逆に当初申請したときよりも実際の改良箇所が増えてきたりしてしまっていて、今後は多分今のままいくと計画を延長するなり、事業量を変えるなりというふうなことも改めてお願いをする必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○議 長
番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

日置川事務所が担当します川添公衆便所整備事業なんですけれども、事業年度が令和5年度と6年度となっております、令和5年度につきましては、今現在実施設計のほうを委託業務進めているところでございます。

○議 長
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

消防本部では簡易防火水槽設置事業（小川）をやっております。これは入札終わりました事業を着手しているところです。

○議 長
ほかに質疑ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第56号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第25 議案第57号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

○議 長
日程第25 議案第57号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う規約の変更に関する協議についてを議題とします。

○議 長
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第57号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は明日9月21日木曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 正木 秀男は、11時51分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年9月20日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員